

【参考】

○白岡市地域支援事業実施要綱

平成28年10月17日

告示第302号

白岡市地域支援事業実施要綱（平成19年白岡町告示第117号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する市が行う地域支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般高齢者 市内に住所を有する第1号被保険者をいう。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。
- (3) 介護予防・日常生活支援サービス事業対象者 一般高齢者のうち要支援者及び基本チェックリスト該当者をいう。
- (4) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。
- (5) 包括的支援事業 法第115条の45第2項に規定する事業をいう。
- (6) 任意事業 法第115条の45第3項に規定する事業をいう。

（対象事業）

第3条 市長は、地域支援事業として次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 介護予防・生活支援サービス事業
 - (ア) 訪問型サービス
 - (イ) 通所型サービス
 - (ウ) その他の生活支援サービス
 - (エ) 介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

- (ア) 介護予防把握事業
- (イ) 介護予防普及啓発事業
- (ウ) 地域介護予防活動支援事業
- (エ) 一般介護予防事業評価事業
- (オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

- (ア) 地域ケア会議の充実
- (イ) 総合相談支援
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント
- (エ) 権利擁護業務
- (オ) 介護予防ケアマネジメント

イ 在宅医療・介護連携推進事業

ウ 認知症総合支援事業

エ 生活支援体制整備事業

(3) 任意事業

ア 介護給付費適正化事業

イ 家族介護支援事業

- (ア) 認知症高齢者見守り事業

- (イ) 家族介護継続支援事業

ウ その他の事業

- (ア) 成年後見制度利用支援事業
- (イ) 福祉用具・住宅改修支援事業
- (ウ) 地域自立生活支援事業
- (エ) 認知症サポーター養成講座実施事業

2 市長は、前項に規定する事業のほか、実情に応じ、地域支援事業を実施することができる。

(令6告示99・一部改正)

(事業内容等)

【参考】

第4条 前条に掲げる事業の内容及び対象者については、別表第1のとおりとする。

(委託)

第5条 市長は、第3条に掲げる事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

2 市長は、第3条第1項第2号ア(ア)から(オ)までに掲げる事業について、地域包括支援センターに一括して委託するものとする。

3 前2項の規定により委託を受けた法人等の関係者は、その事業の実施に当たり、事業を利用する者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令6告示99・一部改正)

(利用者負担)

第6条 別表第2に掲げる事業を利用した者は、同表に定めるところにより、当該事業に係る費用の一部を負担しなければならない。

2 市長は、前項の費用のほか、利用者が負担することが適当であると認められる食費、材料費、送迎費、傷害保険等の実費の負担を求めることができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、地域支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第87号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第99号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月4日告示第23号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(令5告示87・令6告示99・令7告示23・一部改正)

1 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名		内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護及び緩和した基準による訪問型サービス等。	介護予防・日常生活支援サービス事業対象者
	通所型サービス	通所介護及び緩和した基準による通所型サービス等。	
	その他の生活支援サービス	住民ボランティア等が行う見守り、訪問型、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援等。	
	介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。	
一般介護予防事業	介護予防把握事業	収集した情報等を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へ繋げる。	一般高齢者の中、市長が定める要件に該当する者
	介護予防普及啓発事業	シニア元気アップ教室 高齢者の運動能力向上、運動の習慣化及び参加の者同士の交流により、介護予防の普及啓発を図る。	
		健だま教室 健だま(空気圧を調整できるゴム製のボール)を使用し、各自の運動能力に応じて、筋力・歩行機能等の向上及び参加者同士の交流により、介護予防を図る。	
地域介護予防	健だま運動指導員	健だま教室等において、健だま運動を指導する健だま運動指	一般市民

【参考】

活動支援事業	養成事業	専員を養成する。	
トレンジングサポート事業	シニア元気アップ教室において、トレーニングの補佐を行うトレーニングサポートを養成する。		
健だま運動指導員派遣事業	地域で集団活動を行っている団体等に健だま運動指導員を派遣し、介護予防の普及啓発を図る。		
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る。		
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組強化のため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施する。	一般高齢者	

2 包括的支援事業

事業名	内容
地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議の充実 ・ 総合相談支援 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント ・ 権利擁護業務 ・ 介護予防ケアマネジメント
在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療・介護の資源の把握 ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

【参考】

	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発 ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症ケアパスの作成及び普及啓発 ・認知症地域支援推進員の配置
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置 ・協議体の設置

3 任意事業

事業名	内容	対象者
介護給付費適正化事業	サービス提供体制の検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、サービス事業者間による連絡協議会開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図り、介護給付等に要する費用の適正化を図る。	
家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構成 認知症高齢者及び認知症高齢者

【参考】

		築を目的とした認知症に関する広報・啓発活動、はいかい高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。	在宅で介護する家族
	家族介護 継続支援 事業	紙おむつ給付事業	要介護者のうち市長が定める要件に該当する者 高齢等の紙おむつ使用者及びその者を扶養する者の経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ使用者を在宅において現に介護する者に対し、紙おむつ等を支給する。
その他の事業	成年後見制度利用支援事業		左欄の事業に該当する者 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費又は成年後見人等の報酬の助成を行う。
	福祉用具・住宅改修支援事業	住宅改修費支給申請理由書作成経費助成事業	左欄の事業に該当する者 住宅改修費支給請求に係る必要な理由が分かる書類を作成した場合の助成を行う。
	地域自立生活支援事業	配食サービス事業	在宅の一般高齢者のうち市長が 食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バラ

【参考】

	ンスのとれた調理済の夕食を宅配し、安否確認を行うサービスを実施する。	定める要件に該当する者
緊急時通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、急病、事故等の緊急時に、緊急通報装置による通報を受け、適切な対応ができるサービスの提供を行う。	在宅の一般高齢者のうち市長が定める要件に該当する者
認知症サポーター養成講座実施事業	認知症を正しく理解し、認知症高齢者等やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を開催する。	認知症高齢者等とその家族を支える意欲を持つ者のうち市長の定める要件に該当する者

別表第2（第6条関係）

（令5告示87・令6告示99・令7告示23・一部改正）

事業名	利用者負担
紙おむつ給付事業	紙おむつの給付に要した額（以下「利用額」という。）の10%相当額。ただし、利用額が市長の別に定める給付限度額を超えるときは、利用額から給付限度額を控除した額に、給付限度額の10%相当額を加算した額。
配食サービス事業	1食当たりの食材及び調理に係る費用に相当する額
緊急時通報システム事業	1 毎月の使用料。ただし、固定電話回線を利用した専用通報機（固定型）の利用者で市長が別に定める者を除く。

【参考】

- | | |
|--|---|
| | <p>2 機器等の使用に係る電話料金及び電気料金に相当する額</p> <p>3 機器等を故障、破損、紛失等した場合の原状回復に要する費用に相当する額</p> <p>4 緊急通報を受けた際、やむを得ず住宅等の一部に破損が生じた場合の修繕に関わる費用に相当する額</p> <p>5 その他利用者の責めに帰すべき事由により生じた費用に相当する額</p> |
|--|---|